

OECD「多国籍企業行動指針」

- 経済協力開発機構(OECD)作成
- 1976年発効。1979年、1984年、1991年、2000年に改定。
- 企業行動の原則(行動規範)に関するガイドライン。
- 多国籍企業による貿易・投資の自由化、経済のグローバル化に対する市民社会からの懸念が高まる中で、その懸念にこたえるために、多国籍企業に求められる行動規範をガイドラインとして作成したもの。
- 加盟国政府の多国籍企業に対する勧告であり、法令遵守などの責任ある企業行動に関する企業の自主原則及び標準を提示している。
- 法的な拘束力はなく、採用は企業の自主性に任せている。また、OECDは検証を行わない。
- 序文に加えて以下の10章から構成。

第1章:定義と原則、第2章:一般方針、第3章:情報開示、第4章:雇用及び労使関係、第5章:環境、

第6章:贈賄の防止、第7章:消費者利益、第8章:科学及び技術、第9章:競争、第10章:課税